

企業犯罪と法人処罰

大 谷 實

一 問題の所在

一 企業犯罪と法人処罰についてお話をします。現代の法人処罰の問題を特徴的に示すものとして、(1) チッソ水俣病事件、(2) 日航機墜落事件、(3) 豊田商事事件、(4) マンズワイン事件を掲げることができるので、後にお話いたしますように、昭和四〇年代は、まさに企業犯罪をいかにして刑事規制の対象にするかが、議論の中心になつてゐたのでありますけれども、最近はあとで述べるような事情がありまして、法人処罰問題は、学界において忘れかけられたテーマになりつつあるといつてよからうかと思ひます。しかし、企業過失、あるいは企業が利潤追求のためにどちらかといふと故意的に企業ぐるみで不法行為を行なうという実態が、現在においても相変わらず見られるのでありますて、昭和四〇年代といさきか様相は変わりましたけれども、企業犯罪あるいは企業がもたらします社会的な害悪は、ある意味では目にあまるものがあるといつてよいと思ひます。

さて、試みにいま四つの例を掲げてみたのですが、これらは御案内のとおりの事例でありますて、実は、こうして

四つの例を掲げましたのは、企業犯罪について法的にどう取り組むべきかという問題が、これらの中に特徴的に含まれていると思つたからです。

まず、第一に掲げましたチッソ水俣病事件、これは四大公害事件の最たるものでありまして、皆さん御存じのところ、チッソ株式会社が排出いたしました有機水銀の排出物が水俣湾に流れ出して、ここで成長した漁貝類を食べた住民が有機水銀中毒にかかりて、様々な症状を呈し、中には胎児の間に死んでしまつたり、あるいは生まれてから胎児性傷害を負つてやがて死んでしまう、いわゆる水俣病が発生したというものです。水俣病は、すでに昭和二〇年代末期から現れていたのでありますけれども、三〇年代に入つて、特に三年頃から、チッソがたれ流している有機水銀を含んだ排出物が原因であることがかなりの程度にはつきりと分かつてきただけです。厚生省も、三三年頃、原因はチッソ株式会社にあると明言していたにもかかわらず、操業は同じような条件下で三五年まで続けられ、三五年六月になつて、ようやく操業を中止することになつたのですが、その間に、水俣病による死傷者が相次ぎ被害を大きくしてしまつた。では、どうしてもつと早く操業ないし排水を中止して適切な被害防止措置が講じられなかつたのでしょうか。

その背景には、企業側の営利主義や行政上の措置の手ぬるさ、あるいは法規制の不備など種々の要因があつたのはもちろんですが、その一つの原因となつたものは、企業すなわち法人に対する刑事上の規制が現行法の枠内では及ぶえなかつたという点にあるのだろうと思うのです。つまり、後に述べますが、現在の刑事上の規制はどうしても特定の個人の過失に基づいて人身上の災害をもたらしたということが立証できなければ、刑事責任は追求できないわけです。そこで、行政上いろいろな指示をいたしましたけれども、企業自体に刑事規制が及ばないために三五年まで有毒

な排出物のたれ流しが続き、被害を大きくしたといつてよいかと思うのです。

もつとも、昭和五〇年に至って、水俣病の患者や遺族等がチッソ株式会社の役員を殺人・傷害罪などで告訴したこともあって、検察官は、同会社の当時の社長と水俣工場長を業務上過失致死傷罪で起訴するに至り、昭和五四年に熊本地方裁判所は社長と工場長を懲役二年、執行猶予三年の刑に処したのでした。この判決が、いわゆる胎児性傷害について傷害罪が適用できるかどうかの問題で論議をよんだことは、諸君がご存じのところですが、それはともかく、第一に、チッソの有機水銀を含んだ排出物のたれ流しがどうしてその時まで放置されてきたのか、第二に、工場長と社長が処罰されたからといって、我々のチッソ株式会社自体に対する一種の社会的非難というものが実現されたといつてよいのだろうか。つまり今日の法律制度の下において、はたして適切な法人に対する社会的な非難が現実化したといえるのだろうか。そして第三に、企業のもたらす有害な事態を防止するのに、現行法の刑事規制は有効であるか、また、企業に対する社会の非難を具体化するのに役員を処罰するだけでよいのかといった問題を、チッソ水俣病事件は端的に示しているのではないか。以上がチッソ水俣病事件にかかる私の問題提起であります。

二 第二是、日航機墜落事件であります。日本航空は、三年前に片桐機長事件によって、数十名の方を羽田沖で死亡させ、百名余りの人に重軽傷を負わせたのですが、それ以来、同社の安全に対する取組みが問題となつてきました。にもかかわらず、その後もいろいろなミスがあつて、そして今度は八月の大事故で五百数十名の方を死亡させ、四名の人に重傷を負わせたという空前の航空機事故を発生させたのです。常識的に考えて、三年前にもかなり企業の安全に対する責任ということが問題になつたわけだけれども、どうしてそれが今日まで改善されないできたのであらうかと疑わずにはいられません。おそらく、今後いろいろな面から責任の追求問題が出てまいりで

しうけれども、しかし日航の社長が「悪うございました」と言ってあやまるだけですむのだろうか、あるいは損害賠償を支払えば、それですむのだろうか。同じような事故が二度と起こらないようにするためには、企業における安全管理体制を確立することこそ必要であるはずであって、大切なことは、現在のような規制の仕方で企業災害を防止するのは不可能であるから、むしろ企業自体に対して刑事上の制裁を加えることではないか。第二に掲げた日航機墜落事件は、こうした問題を考えるうえでの好例であると思うわけです。

三 第三の豊田商事事件ですが、これまで昭和四〇年代の石油ショック以降、例えば企業の売り惜しみというような反社会的な商法が問題になりましたし、あるいは石油の価格統制、いわゆる独占禁止法違反事件というのもあった。また企業ぐるみで贈賄をする、あるいは談合をするというように、いろいろな悪辣なことを一部の企業はやっているのです。その象徴的なものがこの豊田商事事件だろうと思うのであります。もし仮に、永野会長が個人として、同じような金の地金の取り引きまがいの行為、あるいはダイヤモンドのいわばねずみ講まがいの取り引きができるだろうかと思うのです。やはり豊田商事あるいは銀河計画というような企業が背後にあって、その会社がやっているところが、まず一般の人を信用させる。それから従業員も個人としてではとてもできないのですが、企業の一員として営業するからこそあののような取引ができたのです。また、個々の営業マン達も、個人として独立にあののような詐欺まがいの商売は道義的に出来かねるけれども、企業の枠に入つて行動すれば、「皆でやれば恐くない」という感じで倫理感が麻痺するのです。要するに、企業という名の下に個人は倫理感を失うのだし、また一般の人はそれを正常な取り引きとして信頼する可能性があるわけです。とすると、企業は、それ自身として本来的に社会的に有害な行動が可能な側面を内包しているといってよいわけです。先程掲げました二つの例とはやや違った性質を持った、企業が本

來的に有害なことをなしうる性質を持つてているという意味で、企業犯罪を特徴的に示す例として豊田商事事件を掲げてみたわけです。

四 ところで、今日のテーマであります企業に対する刑事規制ということを考えてまいりますと、行き着くところは刑事司法の枠の中で企業の有害な行動を防止していくことになります。つまり、企業ないし法人自体に刑事制裁を加えるべきだということになるわけですが、その結果として、最後は企業の営業を停止させるという、いわば普通の刑法でいえば懲役刑にあたるもので対処せよ、さらには死刑にあたる解散命令で対処すべきであるということに当然なるはずです。言い換えると、刑事規制をいう以上は、究極的にはそのような制裁すなわち解散命令や営業停止を活用すべきだという主張に結びつかざるをえない。しかし問題は、それですむのだろうかということなのです。

企業には、当然に従業員がいるのですから、解散命令を出せば従業員、従業員の家族、あるいは株主といった、いわば罪のない人が経済的な損失を強いられることになるが、はたしてそれでいいのであろうか。皆さんご存じのとおり、山梨県はマンズワインに対し、食品衛生法に基づく一か月の行政上の営業停止処分にしたのですが、従業員はこれからどうして暮らしあたてていけばいいのかといった不安を抱くのは無理からぬことです。営業停止が長く続ければ当然会社はつぶれてしまうわけですので従業員の生活は大きな打撃をこうむることになるが、それでもよいのかという問題が当然出てくるのです。そういう意味で、刑事規制のあり方を考える場合の一つの例として掲げてみたわけです。

以上四つの例は、ある意味で今日の企業犯罪とその法的な規制が抱えている問題点を、いわば象徴的に示すのではなかろうかと思うわけであります。依然として組織的・構造的に安全を無視した営業をしている例が多く、しばしば起ころるホテルの火災、あるいは労働災害の一番大きなものであります工場の爆発も、いわば企業過失として類型化す

べき犯罪ですし、他方、豊田商事事件に象徴されますような、企業が利潤追求のために構造的に不法行為をなしているという実態も無視できないものがあろうかと思います。

二 法人処罰と現行法

一 では、こうした企業活動を原因とする害悪に対し、現行法は、いかに対処しているでしょうか。まず、犯罪の成立要件から考えてみることにします。犯罪は構成要件に該当し、違法かつ有責な行為であるといわれますが、第一の犯罪成立要件である構成要件の要素は何かというと、構成要件の主体、客体、行為そして構成要件的結果というふうに分けることができます。

そこで問題になりますのが、構成要件の主体は何びとかであります、教科書では、わが国の刑法では構成要件の主体は自然人に限るとされ、主体の特質として、自然人が一定の身分を有している場合に犯罪を構成する構成的身分犯、それから身分によって刑が重くなったり軽くなったりするところの加減的身分犯というふうに分けて説明されるのが普通です。その際に問題になりますのは、当然、法人は構成要件の主体になりうるかということでありまして、これがすなわち法人の犯罪能力の問題なのです。そして、教科書では、わが国は大陸法系、特にドイツ法系の刑法の考え方をとつており、現行刑法典は法人には犯罪能力を認めないと説明されています。また、英米においては大陸法の場合とちがつて「何々したる者」というのは、person で表現され、person には自然人と法人が含まれる、というふうにも書いてあるわけです。

二 このようにして、現行刑法は、どのような立場を採りましても、法人を構成要件の主体としては予定していな

いという点で学説上一致しているのです。つまり法人 자체は、刑法上の犯罪の主体たる能力は認められていないのです。ところが奇妙なことに、そういう前提にたっていながら、現行刑法ができる前から、すなわち明治三三年において既に法人を処罰する法律が制定されていたのです。つまり、旧刑法も法人に犯罪能力を認めていなかつたのですが、従業者が業務に関連して違反行為をした場合については、その責任は法人が負うという形の法律があつたのです。それ以後、現行刑法が制定されてからも、この種の法律が数多く設けられてまいりました。いわゆる転嫁罰規定というのがこれです。本来法人には責任はないのだけれども、法人の業務に関連して従業者が違反行為をした場合については、雇主である法人がその制裁を受けるというものであります。こういう規定は、現在、数えてみると七〇ほどあるそうです。

しかし、今日法人処罰の主流は、公害罪法に代表されますところの、いわゆる両罰規定でありまして、これは現在四六〇あるのだそうです。参考までに、代表的な「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」をみますと、この法律の中に有毒物を排出する罪があり、これには故意犯と過失犯がありまして、現場担当者の従業者が故意に有毒物を流出して、その結果、人の生命、身体に危険を生じさせた場合については、故意の有毒物排出罪で、三年以下の懲役または三〇〇万円以下の罰金となっています。さらに現に死傷させた場合については、七年以下の懲役または五〇〇万円以下の罰金となっています（二条）。それから過失犯については、誤って有毒物を排出した場合に、今と同じ要件でありますけれども、二年以下の懲役もしくは禁錮または一〇〇万円以下の罰金となっています。さらにそれによって死傷させた場合は、五年以下の懲役もしくは禁錮または三〇〇万円以下の罰金となつております。これが第三条の規定です。これに関連して第四条に、問題の法人処罰規定があるのです。「法人の代表者または法人もしくは人の代

理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前二条の罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑を科する」というものです。ですから、この場合には、法人は故意犯については一番重くて五〇〇万円、過失犯については三〇〇万円以下の罰金刑に処せられるわけです。

こういうふうに、両罰規定とは、従業者が業務に関連して犯した故意または過失の行為について、法人はその従業者に適用すべき罰金刑で処罰されるという規定なのです。なお、第三条の過失犯について一言説明を加えますと、いわゆる結果的加重犯について、わが国の場合には基本的行為は故意犯だけであって、例えば傷害致死罪のように、暴行ないし傷害罪については故意犯でなければならず、故意の基本行為によって重い結果が発生した場合に、初めて傷害致死罪という構成要件に該当するというように、結果的加重犯においては、基本的行為は故意犯でなければいけないといわれてきました。しかし、第三条はその唯一の例外です。基本的行為が過失有毒物排出罪なのです。そして第二項では、よって人を死傷させた場合、いいかえると、それで人が死んだ場合については重く罰するというわけで、この公害罪法の第三条第二項は、過失の結果的加重犯を認めた規定として記憶に値するのです。

ともあれ、このような両罰規定が、今日では法人処罰の基本的な形態になつておりますと、先ほど申しましたように、両罰規定はいまや四百数十に達しています。そして、法人は従業者の違反行為に科せられる罰金の限度で処罰されることになつていいわけです。先程の第一の例のチッソについていえば、違反行為が昭和三一年から三五年にかけてのものでありました。したがって、公害罪法は昭和四五年に制定されたものですから、これには適用されないのでですが、しかし仮にこれが適用されましても、先程いいましたように、従業者である工場長と社長が懲役二年になつたのですが、過失に基づく有毒物排出で人が死んだ事件ですから、チッソ株式会社は一番重くて三〇〇万円の罰金とい

うことになります。ちなみにここ数年間の統計をとつてみると、両罰規定で法人に科せられる罰金の一一番重い法定刑は一千万円なのですが、ここ二、三年の間に実際に科された最高の罰金は二五〇万円だそうです。ですから、法人の处罚はだいたい二五〇万円の罚金を限度としているということなのであります。チッソ水俣病事件について、チッソ株式会社に公害罪法の両罰規定を適用した場合は二五〇万円の罚金ということになります。チッソ水俣病事件について、の处罚ではたしてよいのだろうかということが、問題の所在であります。その程度の处罚で、はたして効果があるのだろうか。もし儲かっている会社であればびくともしないでしようし、儲かっていないても、それくらいであれば何とかやりくりするでしょう。つまり、両罰規定による法人处罚は、有害行动の防止という见地からみると、ノミナルなものにすぎないよう思うのです。

三 それでは、どうしてこのような形でしか法人を处罚できないのでしょうか。たとえば、罚金を科すにしても、従業者に対する刑よりも、はるかに重く处罚してもよいはずではないか、といった疑問も出て当然です。それにもかかわらず、实行行為者に対する刑の限度で处罚されるのは、いうまでもなく、法人には犯罪能力がない、つまり、法人自身が直接に刑事规制の対象にされるべきではないという前提があるからです。と同時に、他方では法人が责任を負わなければならぬのは、もっぱら従業者に対する监督上の责任を根拠とするものであり、従業者が適切な行动をするように监督しないために従業者が過失に陥ったり故意で犯罪を犯してしまって、その点に责任があるから法人が处罚されても止むをえないというわけです。そして、このように监督上の责任を根拠とする以上は、実際に違反行為を行なった従業者よりも重く处罚することはできない道理です。実際にやった人つまり従業者に対する刑の限度で法人を处罚するという考え方は、以上の二点に帰着するといってよいでしょう。

なお、代罰規定または両罰規定のいずれにおきましても、なぜ事業主である法人が、従業者に代わって、あるいは従業者とともに処罰されるのかという根拠について考えてみると、学説は分かれていますが、おそらく故意または過失がないかぎり処罰しないという責任主義にもとづき、事業主が従業者の選任・監督その他従業者の違反行為の防止につき必要な注意を払わなかつた過失を根拠として処罰されるのだと考えるべきでしょう。その際、昭和三二年の最高裁大法廷判決は、いわゆる過失推定説をとつたのですが、ご承知のように、学説は、必ずしもこの説に好意的ではなく、むしろ事業主の過失を一般の過失と同様に考え、両罰規定を適用する場合でも法人の過失の立証が必要であるという純過失説が有力のようです。しかし、そもそも従業者が業務上行なう行為は、同時に事業主の行為でもあるという点にかんがみますと、従業者の業務遂行上の違反行為については事業主の過失が推定されているというべきで、やはり過失推定説を支持すべきだと思います。したがつて、事業主は、この推定を破る事実すなわち過失の不存在を立証して、初めて免責されると考えるべきなのです。

ともあれ、現在の両罰規定の一番の問題点は、従業者に対する監督あるいは指示において落ち度があつた、したがつて従業者の違反行為につきその責任をかぶるという意味であるから、従業者より重く処罰することは理論的に不可能であるということ、同時に、少なくとも従業者の過失の違反行為がないと処罰できないという点にあることが明らかになつたと思います。さらに、その当然の結果として罰金でしか処罰できない。かようにして、現行法上の法人に対する刑事規制には限界があり、そのため有効な抑止効果をもたらしていないといつてよいわけです。

それだけではありません。行政上の取締法規で両罰規定を設ければ、曲がりなりにも法人を処罰することはできますけれども、法人には犯罪能力がないとしますと、刑法上の犯罪ことに業務上過失致死傷罪のように、最も企業犯罪

として把握しやすい場合でも、法人自体を処罰することはできない。そもそもこの種の犯罪は、企業自体が安全対策に取り組まないかぎり防止できないのでありますし、従業者の注意によって結果を防止することは実際上不可能なのです。また、かりに事故や災害が発生した場合でも、個々の従業者の不注意は極めて軽微で、刑事上の過失責任を追及するのが困難である場合が多いのです。そうすると、現状の両罰規定主義に立脚した法人に対する刑事規制では、明らかに不十分であるということにならざるをえないでしよう。

三 企業犯罪と危惧感説

— 刑法上の犯罪とりわけ業務上の過失について法人の犯罪能力が認められないとすると、法人自体の責任と目される企業災害等を抑止することはできない。かといって、刑法改正によって法人の犯罪能力を一般的に肯定するということは、現実問題としてかなり困難であるし、よしんば可能であるとしても、すぐに実現するわけではない。そこで、何とか理論的に企業災害を刑事規制の枠のなかに取り込むことはできないだろうか。このような問題意識のもとに展開されましたのが、いわゆる危惧感説であります。

いうまでもなく、昭和四〇年代は公害事件が非常に多発し、また、公害訴訟ばかりでなく、公害にまつわる紛争も多くなり、世論の公害に対する関心は非常に高まった時期です。そして、公害罪法を中心とした法の整備も徐々にすすめられてきたのですが、刑法上も何らかの公害に対する規制を加えるべきではないかと考えられたわけです。特に水俣病のような死傷の結果を惹起している場合には、業務上過失致死傷罪で対応すべきではないか。ところで、従来企業過失について刑事規制ができなかつたのは、刑法上の過失を結果に対する具体的な予見可能性として考えてきたか

らであるが、果して、具体的予見可能性が認められるときにだけ過失責任が成立すると考へるのは合理的なのだろうかという見地から、いわゆる危惧感説が主張されるに至ったのです。従来の通説は、過失を厳格にとらえすぎたというわけです。

なるほど、公害や薬害による被害は、水俣病事件の場合、あるいはサリドマイド事件の場合もそうだったのですが、ある原因がどういう因果の経路を経て結果に結びつくかよくわからない、一種の未知の危険の場合が多いわけです。いまだにサリドマイド剤がなぜ四肢奇形の原因となつたかという科学的な分析はできていないのです。そうすると、普通の人ならば、どういう結果が発生するかということを知ることができたのに、それをうかつに知らなかつたために結果を防止できなかつた点に過失責任を認めようとする伝統的な過失の考え方では、到底企業災害を過失として把握することはできない道理です。

また、現在のような判例の考え方あるいは刑法の考え方からすると、法人に犯罪能力はないということになるのだから、そうすると法人自身を处罚するわけにはいかない。他方、企業の災害防止については「安全はトップに始まる」といわれているように、現場の従業者の過失というよりも、企業全体を統括する上級役職員としての企業のトップの者について刑事規制を加え刑罰を科さなければいけないし、それが有効な方法であろう。こういうふうに、本来は法人自身の責任を追及すべきところ、これを個人の過失の問題に還元して、そして企業トップに刑事责任を拡張しようとした考え方があつてきました次第です。

二 こうして出てまいりましたのが、新しい過失論、特にいわゆる危惧感説といわれるものです。これは、要するに、どのようなことが起こるかわからないという不安を一般の人が持つような事業については、企業あるいはそのトップ

は結果回避のための万全の措置を講じなければならない。このような万全の措置を講じないで結果が発生した以上は、その措置を講じて結果を防止できる立場にある者の不注意が原因というべきであるから、その者に過失責任を負わしてよいというわけです。例えば車の運転のように前方をよく見ていなければ人を轢いてしまう、それをよく見ていくくて轢いたのだから過失があるというような、具体的な予見可能性という枠組みでは、到底企業犯罪を防止することはできない。そこで、一般の人が何らかの不安感を持つようなものであれば、例えば航空機を営業のために用いている場合については、飛行機はどういう場合に落ちるか必ずしも全部わからないわけですから、したがってそれが絶対にないように危険を回避するためのあらゆる措置を講じておく責任がある。こうして、人が不安を抱くようなものについて、それを回避するための万全の結果回避義務があるのであるのだから、したがって、そのような危険な業務から何らかの災害が発生した以上は、万全の措置が講ぜられていかなかったことになり、結果が予見できたかどうかは別にして刑事上の過失責任を負うべきである。これが、危惧感説というものなのです。

危惧感説は実務に影響を与えることになりました。森永ドライミルク事件第二審判決および差戻後第一審判決において、この考え方を取り入れられたのです。森永ドライミルク事件は、牛乳からドライミルクを作る際に、ミルクだけを水分から分離するために第二リン酸ソーダを安定剤として使っていましたが、この薬剤は、もともと工業用のもので値段も安く、この薬品の使用は、特に森永の製造課長が開発したもので、大へん安あがりであるばかりか効能もすぐれおり、森永のいわば企業秘密であったわけです。ところで、第二りん酸ソーダ自体は何ら有毒ではないのですがけれども、あるとき問屋が同じように第二りん酸ソーダと表示されてしまっているが全く別物であり、その中にヒ素が入っている工業用の薬剤をそれと間違えて納品したために、森永側は、第二りん酸ソーダと表示されているので、いつ

ものと同じものであると信頼して使用したところ、一万数千人の乳児が中毒症状を呈して、一三〇人が死亡したという大事故になったというものです。

検察官は、森永乳业の製造課長と徳島工場長を業務上過失致死傷罪で起訴しまして、第一審は無罪、第二審は有罪、最高裁は事件を破棄し、第一審に差戻しまして、その差戻し後第一審判決が昭和四八年徳島地裁判決だつたのです。この判決は、結局、製造課長だけを有罪としたのですが、その決め手になりましたのは、工業用の第二りん酸ソーダを使つていてる以上は、何が起こるかわからないと製造課長は思うべきであつた。したがつて、工業用薬品を使うのであれば、何が入つてくるのかわからぬといふ危惧感をもつべきであり、その危惧を払拭できるような適切な回避措置を講ずべきであった。本件でいえば、ミルクにその薬品を混入させる際に、その都度検査をすれば、容易にこの事故は回避できたのである。こうして、製造課長は、業務上過失致死傷罪として、改正前の業務上過失致死傷罪の法定刑の上限であります禁錮三年の実刑判決に処せられたのです。

三 この判決では、要するに、どのような結果が起こるか具体的にはわからぬけれども、工業用の第二りん酸ソーダを使つていてる以上は、どんな有毒物が入るかわからぬといふ危惧感を持つべきであり、それにもとづいた結果回避のための万全の措置を講ずべきであった。したがつて、そのような措置をとらなかつた点に落ち度があつたと考えられたわけです。私は、ちょうど、この判決を報道した民放のテレビ番組に出演していたのですが、テレビでの解説で、この判決は刑事過失を不当に広げるもので誤つていて申しましたところ、ディレクターから「それは具合が悪いのではないですか。今、世論は、そうは言つていませんよ。N H K では『なぜ工場長を無罪にしたのか』と報道していますよ。もう二回機会を与えますから、その間に訂正して下さい」と言われました。ことほど左様に、世論は

刑事過失の追及にきびしかったのです。なお、私が結局は訂正せずにそのまま押し通したのももちろんです。

危惧感説は、こういう考え方を採ることによって、企業のトップを処罰し企業犯罪に対処しようとしたのです。ところが、皮肉にも、このような考え方方が法人の犯罪に対して刑法上対処するのはやめようという方向へと行かしめる大きなきっかけになつたのです。と申しますのは、今述べましたように何が起こるかわからないという危惧感を前提にして、企業のトップは万全の措置を講ずべきであるという前提に立ちますと、結局、企業において何らかの事故が起こつた以上、それは万全の措置を講じなかつたことが原因であるということになり、事故が起こつたら、全部企業トップの過失ということにならざるをえないことになつてしまふからです。

危惧感説をとると、結果が発生した以上は過失責任が追求されるということになり、刑事過失の伝統的な考え方を根底からくつがえし、近代刑法学が否定した結果責任の考え方逆戻りすることになると考えられたのです。こうして、企業犯罪の抑止という見地から刑法理論を開拓する傾向は、その後、次第に弱くなりました。企業体組織論も、同じような運命をたどりつつあるように思われます。企業体組織論というのは、企業は一つの組織の中で動いているのであって、したがつてその組織として一定の落ち度があつたならば、その落ち度の意思決定をしたのは企業のトップつまり社長、取締役、あるいはその業務について特に責任を持つている者であるから、まず企業に過失があると決めたうえで、トップそれぞれの過失責任を割り出していくべきであるというのものです。これは、およそ企業において事故が起これば、企業自身に何らかの過失があつたということになり、その意思決定に参与したものは、何らかの不注意を認められても致し方がないというまさに絶対責任あるいは結果責任を根拠にしているといわざるをえないのです。

四 従来は、少なくとも、過失というものは、普通ならばどういうことが起ころかわかるのに、不注意のために、つまり精神を緊張させないために結果を予見できなかつたから、災害という有害な結果を発生させてしまつたときには初めて過失として非難できると考えられてきたのです。刑罰を科すためには、行為者を非難できなければいけない。最低限、今いつたような不注意がなければ刑罰を科すのは不当な結果になる。これが、いわゆる責任主義という原則です。ところが、危惧感説に立脚すると、結果が起こつた以上は、何びとかが責任を負わなければならないということ、つまり結果責任を認めることになつてしまふ。結果責任は、近代刑法がようやくにして克服しつつあるものです。刑法第三八条第一項は、罪を犯す意なき行為は、これを罰せずと定めた。これは、故意がなければ原則として処罰しないという責任主義を明言したものだとされているのです。但し書きにおいて、但し法律に特別の定めがある場合はこの限りにあらずといつているのは、まさに過失をいつているのであって、その過失とは、普通の人ならば予見できるのに不注意のために予見しなかつたところにあるはずである、しかるに、企業の災害が多発するという理由から責任主義を否定して法人のトップを処罰しようというのは不当ではないか。

このように、企業犯罪を防止するために昭和四〇年代にさかんに議論されてまいりましたが、特に企業災害の抑止という見地から主張された危惧感説は、ようやくにして確立された責任主義という刑法の大原則を崩してしまうことになつて、いかにも不当である。その現象面からすると、なるほど公害企業の社長を処罰するのだからよいではないかというように思われるけれども、しかしそれは、やがて結果が重大であれば誰でも処罰するところに行き着くであろう。こうして、両罰主義の限界を突破しようとした新しい過失論の提案は、皮肉にも、逆に企業犯罪に對して、刑事規制を及ぼすのをやめようという消極的態度に向かわせたといつてよいのです。冒頭でいいましたよう

に、今日、企業犯罪に対する刑法的な対応が下火になりつつある一つの大きな原因は、この点にあるように思うのであります。

四 法人処罰のあり方

一 先程いいましたような両罰規定によつて法人に対する刑事規制を貫いていくか、それともやはり何らかの新しい対応をとるべきではないかという二つの選択に迫られているのが現状かと思います。そして、少なくとも責任主義を捨ててまで法人に対する規制を考えるよりは、むしろ民事規制、つまり損害賠償によって有害行動を抑止する方向を推進すべきだというのが有力な考え方だと思います。現に、民事上の規制は、企業に経済的な打撃を与えるものですから、ある程度の効果をあげている。さらに国の行政的な対応によつて、有害行動を防止するのも重要な方法です。たとえば大気汚染防止法とか水質汚濁防止法、あるいは労働災害についていえば労働安全衛生法で行政的に安全を確保していくとして、行政上の取り締まりを強化しているのは事実でありますし、また、それらの行政取締法規が、企業災害の抑止に一定の役割りを演じていることも疑いないところです。

しかし、企業トップに対する刑事責任という形ではなくて、企業それ自体に刑事責任を認めるべきではないか。すなわち、正面から法人に犯罪能力を認めて、法人処罰のあり方をさぐることこそ本筋ではないか、ともいえるでしょう。しかし、この考え方も、必ずしも一般受けしているとはいえないのです。刑事規制はできるだけ手控え、その代わりに民事規制、あるいは行政規制をもつと強化すべきであるというのが、現在の多数説だらうと思います。刑事規制をやるとどうしても問題が残るというのです。第一に、何よりも法人に対する有効かつ適切な刑罰はないといわれ

ます。最も効果的と思われる法人の解散命令や営業停止処分は、先にも一言しましたように何の罪もない従業者やその家族の生活権を奪うことになりますし、株主の保護も必要となりますから、それを認めることは難しいのです。そりで、結局は罰金といふことにならざるを得ないでしょう。しかし、第一に、そもそも罰金は、法人に対する刑罰として効果があるのだろうか。およそ効果は期待できないのではなかろうか。現にアメリカでもそう主張する人が多いのです。「罰金を科すと、企業が今後の有害行動を自ら防止するような効果を發揮するであろう、刑罰でいうところの特別予防効果があるであろう、あるいは、それ以外の一般の企業も罰金を科されないように注意しよう」という一般予防効果もあるであろう」というけれども、それは deterrence trap（予防の罠）というべきだ。予防であるから罰金を科せというのは、いわば刑事規制を強化するための一つの「ふるぐれにすぎない」。企業によっては、罰金を払っても利潤が大きければそちらを選ぶであろうといふわけです。

罰金は低い金額であると抑止効果が乏しいから、重い刑を科すべきだともいわれます。しかし、それも一つの deterrence trap である。かりに罰金刑をひどく重くしたらどうなるであろうか。そうすると企業は払えないことにならう。自然人であれば、払えなければ滞納留置に処せられるが、企業の場合、それもできない。となると、結局払わなくてすむところになるのではないか。無理してでも取つたらどうか。そうすれば企業は倒産してしまう。結局、先程の解散命令や営業停止の問題に戻つてくる。したがつて、罰金を重くしてもあまり意味はないというわけです。

罰金には、restitution trap（応報の罠）もあるといわれます。多額の罰金を科せば企業は打撃を受けるであろうとして、法人に対する社会的非難に答えるために重い罰金を科したとしても、現に損をするのは株主です。株主は自分で有害な行動をしているわけではない。有害行動をしたのは現に会社を経営している経営者なのに、その損失は

株主がかぶらなければならない。これは、本来、法人の組織そのものに加えようとした応報が、他の者に分散されてしまっていることを意味するのであります。法律上非難すべき者とはちがつたところに応報の効果が及んでいるのです。これは、まさに応報の罠というべきで、これに陥ってはいけない。こうして、法人に科すべき罰金は、予防上も応報上も意味をなさない。これが、アメリカでの最近の議論のようになります。

二 しかし、現に企業災害ばかりでなく、豊田商事事件のような企業ぐるみの犯罪というものもあり、それらは、民事規制や行政規制では十分に対処しきれない点があることも事実であります。現状のままでは企業の有害行動は十分に対処できない。企業にとって、刑罰という規制を加えないと本当の抑止力にならない。あるいは、少なくとも今よりよくするためには、刑事規制を考える必要があるのでないかというのが次の問題です。

ところで、法人の犯罪能力を認める考え方は、最近では、どちらかというと否定説より優勢だといつてよいのですが、この法人に犯罪能力があるという見解は、理論的な問題に終わっているような気がします。先程いいました両罰規定の解釈をめぐって、なぜ法人が刑罰を科せられるのかという説明として提唱されているにすぎないように思います。法人にも犯罪能力があるという理屈を通さないと、現行法は罰金も刑法上の刑罰としているのであって、罰金を科すためには犯罪行為がなければならないから、もし法人に犯罪能力がないとすると、本来罰金を科してはならない者に罰金を科していることになるので、罪刑法定主義の原則にも矛盾することになる。そこで、両罰規定は法人の犯罪能力を前提として初めて成立しうると主張されるのであります。

法人の犯罪能力を認めない判例は、両罰規定によって法人に科される罰金を一種の行政処分または保安処分であるとのあります。その罰金は、まさに現行法上刑罰であるとされているのですから、明らかに無理な解釈とい

うほかはありません。ともあれ、肯定説は、法人に対する罰金は刑罰であるという理論的な説明の方にウェイトがつて、法人は本来法人自体として、社会的な活動の主体になっており、しかも責任を担う人格であり、したがつて、法人自体が直接処罰の対象になるべきだという積極的な形では主張されていないのではなかろうか。そもそも法人に犯罪能力があるという以上は、法人が従業者の違反行為を肩代わりするとか、監督責任を果たさないためにやむをえず制裁を受けるといった性質としてではなくて、本来的に法人として、刑法に違反しない行動をとるべきであるという方向に行くのが自然ではなかろうかと考える次第です。つまり、理論的に法人に犯罪能力があるならば、實際上も犯罪能力を認めて、直接の刑事規制の対象にすべきではないかと思うのです。

ちなみに古い教科書では、法人実在説をとると法人の犯罪能力を認め、法人擬制説をとると法人の犯罪能力を否定するという説明がなされてきたけれども、どうもあまり関係なさそうです。ドイツでは、学説は、民法上は法人実在説が通説であります。しかし、刑法上は法人の犯罪能力を認めないので、そこでドイツでは、最近の刑法改正で、いわゆる秩序罰として法人には重い罰金を科しているわけですが、これも刑罰ではなく、あくまで行政罰だとされています。實質は刑罰と変わりはないのにかかわらずです。他方、英米では、民法上は法人擬制説をとっているのですが、刑法上は person として法人も自然人と同じであると考えられているのです。

三 ともあれ、法人は社会に実在して一定の事業を営んでおり、しかも法人として機関の意思を持つていて、その意思に基づいて社会的に意味のある態度をとっていることは、どの立場をとりましても承認しなければなりません。また、刑法上の評価の対象となるべき行為の面からみましても、法人の犯罪能力を否定するいわれはないと思うのです。刑法上の行為とは、意思に基づいた、あるいは意思によって支配可能な社会的に意味のある態度をいいますが、

これによると法人には機関としての意思があつて、その意思に基づいて自然人がいわばその手足として行動しているわけで、これを企業ないし法人の行為として捉えることは十分可能です。そして法人はそれ自体として、法の命令・禁止に従うように義務づけられておりますし、また従うように意思決定できるわけです。だからこそ「あの会社はけしからん」という社会的評価を受けるのであって、法人の犯罪や災害について、よほどのことがなければ「あの社長はけしからん」とはいわないわけでしょう。それは、社会の非難が、まさに法人に向かっているからです。法人も一定の制裁が加えられることがわかれば、やはり有害な行動を防止していこうという事業方針を立てるわけですし、実際にその方針で経営することが可能なわけです。例えば、企業として、事故を起こして損害賠償をたくさん取られるのは採算が合わないとすれば、それを避けるような防止措置が講じられるはずですし、現にそうしているのです。してみると、実態としても法人には犯罪能力があるのであります。両罰規定におけるように従業員を媒介として法人自体が刑罰の対象とされるというのは、どうもおかしいよう思うわけあります。

そこで、法人处罚のために様々な立法が考えられるわけがありますけれども、要するに、法人の意思決定に関与する者が自ら何らかの有害行動をとった場合、あるいはその者の不注意によって有害な結果が発生した場合、例えば従業者をちゃんと監督しなかったという場合には、その個人の犯罪とは別個に法人自身にその有害行動の責任を負わすという形の立法をとる必要があるのでなかろうか。これが、法人に対して犯罪能力を認める立法化の問題なのです。改正刑法草案の審議過程におきましても、法人处罚の問題が論議されていましたが、結局、昭和四九年の改正刑法草案の中には採り入れられなかつたわけで、それ以後の検討事項として、今も法務省は検討を続いているのですが、これまでの話でお分りのように、現在のままで、法人に対する刑事規制は不十分であります。法人处罚

罰のための立法を必要とする、こういう結論にならうかと思うわけであります。

そこで先程の問題に戻りますが、法人を独立に処罰しても、はたして企業犯罪の抑止にとって効果があるのかという疑問は、依然として残るわけです。率直にいいまして、私は、アメリカで提唱されているように、罰金だけで法人を処罰するには、一定の限界があると考えています。もちろん、ある程度の罰金を用いるのは有効であります。しかし、また法人自体が刑罰の対象になり罰金を受けたということは、社長が捕まり、彼が個人として処罰されるよりは、法人に対する社会的非難が強くなるだらうと思います。したがつて、罰金という制裁を科すことによつて法人に対する社会的非難を体現するという意味で、法人を直接の処罰の対象として罰金を科すことについては、一定の効果は認めるべきであります。しかし、社会的非難の体現というより、本当は企業犯罪の抑止にとって効果があるかどうかが問題なのです。もちろん刑罰でありますから一方では社会的非難という応報的側面をもつていなければ、社会的正義の実現にもなりませんし、それくらいの不利益処分を刑罰として受けてしかるべきだという内容をもつたものである必要がありますが、大切なことは、企業に今度は違反行為をやめておこうと考えさせ、あるいは他の会社に對しても気をつけようと思わせるような効果をもつものでなければならないということであらうと思います。

そうした上で、もう少し法人自体の刑罰を自由に考えてみてはどうでしょうか。私は、諸外国でいろいろな提案がなされているのを見て、一考に値するのは裁判所の積極的な介入ではないかと思つております。例えば、日航機事件でもそうですが、もし裁判所が介入して、日航の安全体制について裁判所自体が点検できるような制度を考えてみてはどうか。強制的に裁判所が介入して、あたかも会社更正手続きのような形で、例えは有罪判決を受ければ、ちょうど一般の自由刑のように、あるいは少年に対する保護観察のように、行政機関に観察させるというようなシステムを

考えることが、有効性を担保する方法ではないかと思つたりもするわけです。アメリカなどでは、企業に一定の割合で社会奉仕のための寄付をさせるとか、裁判所が損害賠償命令を下すべきである、あるいは株式を一定の範囲で没収すべきであるというような提案がなされているようですが、それらを含めて、伝統的な刑罰の考え方とらわれずに、まさに自由な発想をすべきではないかと思うのであります。

いざれにしましても、現行法の枠の中で企業に犯罪能力を認めても、あまり意味がないことがあります。まだ、イメージが固まっておりませんし、わが国の立法者もそこまで議論を煮詰めてはいないようですが、今述べたような意味でならば法人に対する刑事規制にも意義があるのでないかと思っているわけであります。

四 今迄の話しを要約しますと、第一には、企業犯罪はたしかに目にあまるものがある、そして現行法の枠組の中でとられている両罰規定や、一定程度の行政的な措置では、それを抑止するためには十分ではない。そういう意味で、今日学説では通説化してきた法人に犯罪能力を認める見解を柱にして、立法的な提案を考えてみるべきではなかろうか、ということです。その場合に、現在のような両罰規定の罰金という取り扱いだけでは不十分であり、何らかの法人に適応する新しい形式の刑罰を考えるべきではなかろうか。これが私が述べようとした考え方の骨子であります。しかし私がここで特に強調したいことは、あくまでも刑事規制の枠の中で企業犯罪の抑止方法として可能なものはどういうものであるかということを申し上げたにすぎないわけで、刑事規制の強化によって直ちに現在の企業犯罪が抑止できるとは思っていないということです。企業犯罪の抑止にとって大切なことは、結局は市民がどのように企業に対して監視していくかということでありまして、最近の消費者運動や企業内における従業員の監視といった市民の主体的な行動がなければ、有効な抑止力は發揮できないのであります。昭和四〇年代からみますと、ある程度企業犯罪

は落ち着いてきていますが、その背景には、いろいろな住民運動があつて、それが企業の意識を変え、また立法を促したからだといってよいわけです。あくまでも刑事上の制裁は、最後に出ていくべきでありますし、制裁を強化したからといってそれほどの決め手にはならないのです。多少はこれによって抑止できるかなという程度の手段を開発していくことが、我々に課された課題であると思うわけです。お聞きいただきまして、ありがとうございました(本稿は昭和六〇年度立命館大学法学部ゼミ連合主催による講演会の講演を収録したものである)。